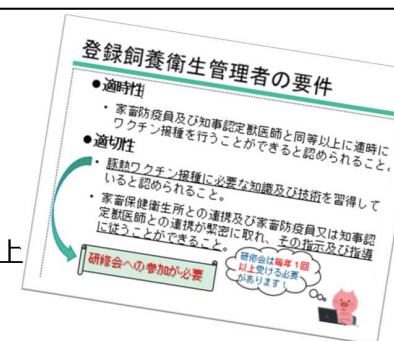




令和8年度、豚熱ワクチン接種のための、登録飼養衛生管理者、フォローアップ研修を
始めます。

本研修の目的

- 登録飼養衛生管理者**全員**が毎年1回以上
- 必要な知識及び技術の向上を図るため
研修を受講する必要があります



この機会に忘れていたことや
疑問に思っていたことを学び直していきましょう！！

本研修の目的です。
このフォローアップ研修は、登録飼養衛生管理者全員が毎年一回以上、必要な知識及び技術の向上を図るため
受講する必要があります。
この機会に忘れていたことや、疑問に思っていたことを学び直していきましょう。

研修目次

- 1 豚熱の発生状況（農場と野生いのしし）
- 2 認定農場として守るべきこと
 - 飼養衛生管理基準
 - 豚熱ワクチン管理体制
 - ワクチンの接種時期
- 3 免疫付与状況確認検査の結果
- 4 豚熱ワクチン接種方法のおさらい
- 5 毎月の手続きのおさらい

今回の研修の流れです。

長いので、複数回に分けての視聴で構いませんが、必ず最後まで視聴してください。

1 豚熱の発生状況および選択的殺処分



第1章は、農場と野生いのししでの豚熱の発生状況、および選択的殺処分についてです。

豚熱の発生状況（農場）

- 全国で105例発生している（令和8年7月8日現在）
- 令和8年4月に宮崎県都城市で発生した
- 豚熱ワクチン接種農場で発生している

→豚熱ワクチン未接種や抗体の上がり
きっていない哺乳～離乳子豚のリスク

豚熱ワクチンを打てばもう大丈夫・・・
とは限りません

飼養衛生管理基準を再確認し、
ウイルスの侵入を防ぎましょう



国内における豚熱の発生状況について：農林水産省
([maff.go.jp](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/domestic.html))

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/domestic.html>

最新情報
はこちら

まずは、国内の養豚農場における、豚熱の発生状況です。
平成30年9月以降、令和8年7月8日現在で、105例の発生が確認されています。
本県においても、令和8年4月に都城市の農場で発生があり、約5,500頭が殺処分されました。

北海道を除く、全てのとふけんで、豚熱ワクチンが接種されているものの、ワクチン接種農場でも豚熱の発生が認められています。

ワクチン接種農場のなかでも、ワクチン未接種の哺乳豚や、抗体の上がりきっていない離乳子豚の感染リスクが指摘されており、
豚熱ワクチンを打てばもう大丈夫とは限りません。

飼養衛生管理基準を確認し、ウイルスの侵入を防ぎましょう。

国内における豚熱の発生状況についての最新情報は、右下のQRコードから農林水産省のホームページで確認してください。

豚熱の発生状況（いのしし）

令和8年7月8日現在

これまでに43都府県で感染を確認
(九州各県)
R6.6月～ 佐賀県に168頭
R7.2月～ 長崎県で66頭
R7.4月～ 宮崎県で123頭陽性
R7.8月～ 福岡県で72頭陽性
R7.11月～ 鹿児島県で25頭陽性
R8.3月～ 熊本県で2頭陽性

都城市：59頭 三股町：4頭
高原町：25頭 西都市：3頭
小林市：10頭 国富町：2頭
綾町：9頭 日之影町：2頭
宮崎市：8頭 えびの市：1頭



1例目の陽性のいのしし

最新情報は
こちら

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/wildboar_map.html

https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shinsei-kachikuboeki/shigoto/chikusangyo/20230809_csf_vaccine.html

農水省HP



宮崎県HP



次に、野生いのししにおける感染状況です。

令和6年6月に、佐賀県での陽性例が確認されて以降、大分県以外の九州各県へ感染が拡大しています。

本県においても、令和7年4月に宮崎県で初めてとなる陽性例が都城市で確認されており、

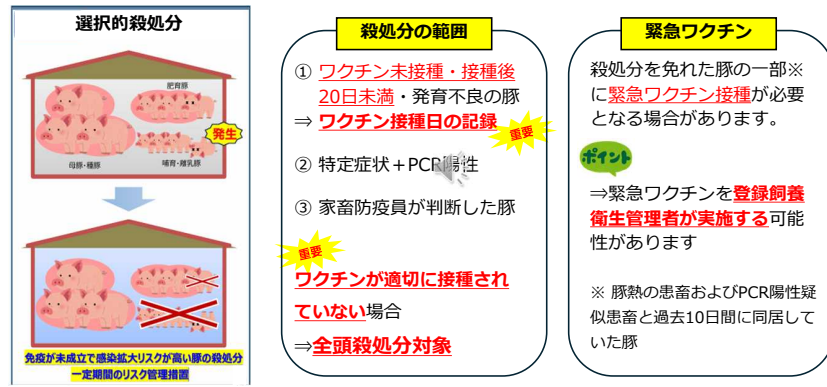
令和8年7月8日現在では、全部で123頭の陽性例が確認されています。

野生いのししの検査についての最新情報は、農水省、宮崎県ホームページからご確認ください。

豚熱の選択的殺処分

令和8年5月19日より、全頭殺処分から

豚熱のまん延防止に必要な豚のみを殺処分する方式に変更になりました（**選択的殺処分**）



合には、不適切な接種と見なされる可能性があります。

また、選択的殺処分から除外された豚の一部に、緊急ときにワクチンを接種する必要がある場合があります。

その際は、家畜防疫員以外に登録飼養衛生管理者も接種することができますので、万が一の際に、緊急ワクチン接種を実施する可能性があります。

次に、豚熱の選択的殺処分についてです。

令和8年5月19日に家畜伝染病予防法が一部改正せこうされ、これまでの全頭殺処分から豚熱のまん延防止に必要な豚のみを殺処分する、「選択的殺処分」が導入されました。

今後は、農場で豚熱が発生した場合は、スライドに示しているとおり、十分な免疫が獲得出来ていない、ワクチン未接種豚、ワクチン接種後20日未満の豚、発育不良の豚が選択的に殺処分されることとなります。

基本的には母豚、肥育とんは殺処分の対象外となりますが、症状を示し、かつPCR陽性の場合は殺処分の対象となります。

ここで重要となるのが、ワクチン接種日の記録です。

接種後20日未満の豚が確実に分かるよう、万が一に備え、日頃から記録を確実につけるようお願いします。

また、ワクチンが適切に接種されていない場合は、母豚を含むぜんとうが殺処分対象となる可能性があります。

日頃から家保と適切なコミュニケーションをとり、接種適期にワクチンを接種している場合は特に問題ありませんが、

そもそもワクチンを接種していない、資格のないものがワクチンを接種しているような場

参考	選択的殺処分の基本的な考え方	豚熱
○ 令和 8 年 5 月に家畜伝染病予防法が改正され、同年 5 月 19 日に公布、即施行された。 ○ 適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は感染拡大リスクにならないとの専門家の結論を踏まえ、全頭殺処分から伝播リスクとなりうる豚のみを殺処分（選択的殺処分）。 ○ 発生後、殺処分等や消毒の期間を含め、概ね 3 か月間監視（移動制限 + 報告徴求）。 ○ 監視期間中も、消毒完了後、症状のない豚はと畜場出荷や肥育農場への移動が可能。		
1. 殺処分の範囲 県が、国と協議の上、決定。 ① ワクチン免疫が成立していない豚 未接種・接種後 20 日未経過・発育不良 ※ 3 回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く。 ② 症状が認められ、PCR 陽性となった豚 ③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚 ・接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、ワクチンが適切に接種されていない ⇒全頭殺処分対象 ・感染が限局していない （農場内にウイルスが広範囲に浸潤） ⇒繁殖豚を除く全頭を殺処分対象 2. 防疫措置 （1）拡散状況確認検査 全頭：臨床検査 → 異常豚：PCR 検査等 （2）殺処分等・消毒 殺処分は 1 週間以内を目途に実施。 消毒は 1 週間間隔で 3 回実施。 3. 監視プログラム ○ 移動制限と毎日の報告徴求により監視。 （監視期間：約 3 か月） ○ 消毒完了後（発生から約 3 週間後）、 症状のない豚は以下が可能。 ・と畜場出荷 ・子豚の肥育農場への移動  https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/cst/ 農水省 HP より		

こちらは、農水省ホームページに掲載されている、基本的な考え方です。お時間のあるときに、改めてご確認ください。

2 認定農場として守るべきこと

- 飼養衛生管理基準
- 豚熱ワクチン管理体制
- ワクチンの接種時期

第2章は、認定農場として、守るべきことをお話します。

認定農場の要件①～飼養衛生管理基準の遵守～

要件

飼養衛生管理基準を遵守している農場であり、かつ、家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと



飼養衛生管理基準の不遵守事項があると判断されたのですが、どうしたらいいのでしょうか？

・指示及び指導に従わない場合

→ **認定農場の取り消しとなります**

→ 取り消された場合、**1年間は認定できなくなります**

・飼養衛生管理基準の不遵守事項は改善方針を定め、一つずつ改善させていきましょう
※改善方針の内容：改善すべき事項、具体的な改善方法、期限等

認定農場の要件として、まずは、農場の飼養衛生管理基準を遵守していることが前提となります。

飼養衛生管理基準の不遵守事項があり、家畜防疫員の指導に対して改善が認められない場合は、認定農場の取り消しとなります。

認定を取り消された場合、1年間は認定を受けることができません。

発生時の手当金・特別手当金について

豚熱に感染した家畜や感染が疑われる家畜が発見された場合家畜伝染病予防法により手当金を受け取ることができます

しかし、家畜の所有者が飼養衛生管理に必要な措置を行っていないと判断されると手当金が全額受け取れなかったり、返還を求められることもあります

疾病発生農場において、飼養衛生管理基準の不遵守・早期通報違反・虚偽報告等、発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金・特別手当金を減額して交付。発生時の状況について精査し、外部有識者の見解を踏まえて減額率を決定。これまでの豚熱発生事例では、減額率は2%～33%だが、**減額率に上限はない。**

【主な減額理由】

- 飼養衛生管理基準違反
 - ・衛生管理区域専用の衣服・靴の着用等の交差汚染防止対策不徹底
 - ・衛生管理区域に乗り入れた車の車内における交差汚染防止対策不徹底
 - ・谷の水を使用する際の消毒の不徹底
 - ・畜舎に出入りする際の手指消毒（手袋交換）の不徹底
 - ・家畜の畜舎間移動時の通路の消毒不徹底
 - ・畜舎に重機・一輪車等を持ち込む際の消毒の不徹底
- 早期通報違反
 - ・死亡頭数の増加などの異常が確認されていたにもかかわらず、家畜保健衛生所への通報が遅延
- 虚偽報告
 - ・早期発見・まん延防止のために家畜保健衛生所が実施する報告徴求の際に、虚偽の報告を実施

	発生農場数	減額農場数	割合(%)
R5	4	3	75
R4	9	7	78
R3	14	10	71
R2	5	5	100
R元	41	9	22
H30	17	4	24

▲昔に比べて減額される農場の割合が増えています

早期通報違反や虚偽報告はもちろん減額になりますが、普段の飼養衛生管理基準の遵守状況も手当金に影響します

認定農場の要件から話が少し外れますが、飼養衛生管理基準の遵守は、豚熱等の家畜伝染病が発生した場合に、受け取ることができる手当金にも関係してきます。

家畜の所有者が、飼養衛生管理に必要な措置をおこなっていないと判断されると、手当金が全額受け取れなかったり、返還を求められることもあります。

早期通報違反や、虚偽報告はもちろんのこと、普段の飼養衛生管理基準違反についても対象になり、近年、減額される農場の割合は増加しています。

こういった観点からも、不遵守事項がある場合は、早急に改善する必要があります。家畜防疫員や知事認定じゅういしと相談し、不遵守事項に優先順位をつけ、何を、どのように、いつまでに改善していくかの計画を作っていきましょう。

飼養衛生管理基準の内容（概要）

I 家畜防疫に関する基本的事項

- ・衛生管理区域の設定
- ・飼養衛生管理マニュアルの作成
- ・獣医師等の健康管理指導

III 衛生管理区域内における汚染拡大防止

- ・区域内の整理整頓、ねずみ駆除
- ・施設、器具、機材の洗浄・消毒
- ・畜舎立入時の手指消毒、着替え

ひろげない

入れない

出さない

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

- ・衛生管理区域専用の衣服、靴
- ・区域立入時の手指・車両の消毒
- ・野生動物の侵入防止

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

- ・区域外出時の手指・車両の消毒
- ・家畜の健康観察（出荷、移動等）
- ・特定症状発見時の早期通報

飼養衛生管理基準の概要は、大きく4つに分けられます。

I
基本的な事項に始まり、
II
病原体を衛生管理区域に入れない
III
衛生管理区域内で広げない
よん
衛生管理区域の外に出さない、です。

この中でも、県内で野生イノシシへの豚熱ウイルスの侵入を確認したからこそ、特に守っていただきたい事項をお話します。

県内で

野生いのししへの豚熱ウイルス侵入を確認したからこそ

～特に守っていただきたい事項～

① 野生動物侵入防止

- ・防護柵、防鳥ネット定期的な点検・補修
- ・防護柵周囲の除草
- ・農場内の除草、整理整頓



蒿で覆われて倒れかけた柵



開放したままの扉



防鳥ネットの破れ

イノシシの侵入

まず1番目が、最も重要な、野生動物の侵入防止の徹底です。

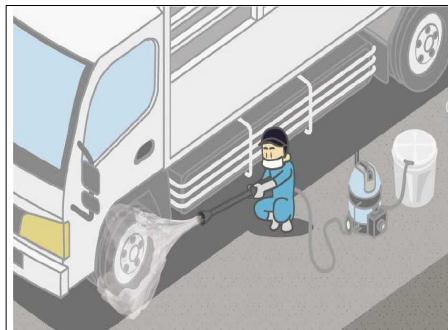
かほが巡回で農場に立ちいったときに、写真のような、蒿で覆われて倒れかけた防護さくや、開放したままの門、防ちようネットの破れ等を見かけることがあります。せつかく設置しても、適切に管理していなければ、野生動物の侵入を許してしまいますので、防護さく、防ちようネットの定期的な点検・補修、防護さく周囲の除草、農場内の除草や整理整頓を行い、イノシシをはじめとする、野生動物を農場に侵入させないようにしましょう。

県内で

野生いのししへの豚熱ウイルス侵入を確認したからこそ

～特に守っていただきたい事項～

② 車両、人、物を介した農場への侵入防止



車両消毒の徹底



靴の履き替え、手指消毒、専用衣服の着用

2番目が、車両、人、物を介した、農場へのウイルス侵入防止です。
農場出入り口での、車両消毒、手指消毒、靴の履き替え、農場専用衣服の着用など、飼養管理者の中で、きちんと守られているか、今一度確認をお願いします。
また、訪問者が農場に入る際も、手順をわかりやすいように説明したり、表示したりして、管理者以外でも入退場の手順が守れるようにしましょう。

車両に関する対策：人と車の交差汚染防止

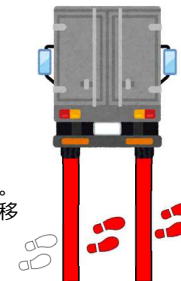
人と消毒前の車両の動線が重なっていませんか？

対策①【人の動線の明確化】

石灰帯などで汚染エリアと清浄エリアを明確に区域分けしましょう

対策②【車の動線の明確化】

日常的に入場する従業員の車や飼料トラックの動線を明確にしましょう。
車両消毒の位置が、飼養衛生管理区域の中の方にある場合、入り口側へ移設するなど、見直しを行いましょう。



人と車両の動線に注意してウイルス侵入の隙を無くしていきましょう！

ここで、車両に関する、詳しい対策を2つご紹介します。
1つは、人と車の交差汚染防止対策です。

動力ふんむ器など、消毒設備の設置場所によっては、消毒していない車両の動線と、衛生管理区域内の農場専用長靴の動線が、重なる場合があります。
これを防ぐために、石灰やロープなどで、汚染エリアと、清浄エリアを明確に区域分けしましょう。

車両消毒の位置が、飼養衛生管理区域の中の方にある場合、入り口側へ移設するなど、見直しを行いましょう。
人と車両の動線が重なっていないか再点検して、ウイルス侵入の隙をなくしていきましょう。

車両に関する対策： 車内の交差汚染防止

フロアマットが汚染されていたら農場に豚熱ウイルスが持ち込まれる可能性**大**です！！

対策①【フロアマットの消毒】

車のフロアマット消毒を励行しましょう。
手指消毒用のアルコールスプレーなどが手軽です。

対策②【農場専用フロアマットの整備】

専用フロアマットの定期的な洗浄・消毒をお忘れなく。
紙製フロアシート（右写真）なら手間が省けて楽です！



複数の対策を組み合わせでウイルス侵入の隙を無くしていきましょう！

もう1つは、車内の交差汚染防止対策です。

農場専用の長靴に履き替えたとしても、運転席のフロアマットが汚染されていたら、長靴が汚染される可能性があります。
運転手には、タイヤ回りだけでなく、フロアマットを消毒してもらうようにしましょう。手指消毒用のスプレーなどが、手軽にできます。

また、農場専用のフロアマットを準備して、農場に入る際は、それを使用してもらうと、より効果的です。

ゴム製のフロアマットの他に、使い捨ての紙製のフロアシートがあります。
複数の対策を組み合わせで、ウイルス侵入の隙を無くしていきましょう！

県内で

野生いのししへの豚熱ウイルス侵入を確認したからこそ

～特に守っていただきたい事項～

③ 豚舎入口での靴の履き替え、手指消毒、衣服の着用



専用衣服は入口でやつけを羽織ってもよい

3番目が、とん舎入口での靴の履き替え、手指消毒、専用衣服の着用です。
農場内がウイルスで汚染されたとしても、とん舎内に持ち込まないための対策です。
専用衣服については、やつけを羽織る等でも対応できます。
特に、哺乳豚のいる分娩舎は、発生リスクが高くなりますので、細心の注意を払いましょう。

県内で

野生いのししへの豚熱ウイルス侵入を確認したからこそ

～特に守っていただきたい事項～

④ 異常時の早期通報の徹底

通報の遅れにより感染が拡大する危険性！



耳翼のチアノーゼ

通報が必要な「特定症状」

- ① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。
- ② 同一豚舎内で次の症状を示す豚が一定期間増加している。
 - ・ 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退
 - ・ 便秘、下痢
 - ・ 結膜炎
 - ・ 歩行困難、後肢麻痺、けいれん
 - ・ 削瘦、被毛粗剛、発育不良
 - ・ 流死産等の異常産の発生
 - ・ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- ③ 同一豚房内で複数の豚に白血球数の減少（1万個/μl未満）または好中球の核の左方移動が見られる。等

4番目が、豚に異常が見られたときの、早期通報の徹底です。
万が一の発生時に、通報が遅れると、他の農場に感染を広げてしまう危険性があります。
記載されているような、「特定症状」が見られるときは、管理じゅういしに相談の上、か
ほに通報してください。
通報後は、検査結果がでるまで、豚や死体等の農場からの移動を停止していただきま
すので、ご注意ください。

県内で

野生いのししへの豚熱ウイルス侵入を確認したからこそ

～特に守っていただきたい事項～

⑤ 適正な埋却予定地の確保

【自己所有地の場合】

埋却予定地の管理（草刈り等）

【他者所有の場合】

定期的に契約を確認

【未確保の場合】

早急に適地の確保を！



万が一の場合にすぐに掘削できるように準備しておきましょう！

5番目が、適正な埋却予定地の確保です。
万が一、豚熱等の伝染病が発生すると、速やかな封じ込めが必要になるので、所有者
は、事前に適切な埋却予定地を確保しておく必要があります。
埋却予定地が自己所有地の場合、草刈りや取付け道路の確認を行い、発生した際に
すぐに掘削できる状態にしておきましょう。
他者所有地の場合は、定期的に所有者と契約の内容を確認しましょう。
未確保の場合は、できるだけ早く確保してください。

認定農場の要件② ～豚熱ワクチンの管理方法を再確認～

●豚熱ワクチン管理体制

- 豚熱ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る作業手順書を作成し、認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となっていると認められること

ポイント

- ☐ 適切な作業手順書になっていますか？
- ☐ 豚熱ワクチンを保管する冷蔵庫や注射器、注射針等の豚熱ワクチン接種に必要な備品、器具の消毒装置はありますか？
- ☐ 作業手順書に基づく実行体制が実際に取れていますか？
- ☐ 納品後、すぐに冷蔵保存していますか？
- ☐ 使用直前まで冷蔵保存していますか？
- ☐ 使用期限は過ぎていないですか？期限の近いものから使いましょう
- ☐ 打ち忘れていないですか？（特に母豚、雄豚）



認定農場の要件について、2つめの重要なポイント
豚熱ワクチンの管理方法についてです。

ワクチンを打ち漏らしたり、効果を妨げることのないよう、適切に管理できているか再確認しましょう。

特に、豚熱ワクチンの使用期限をチェックし、近いものから接種しましょう。
納品後は、すぐに冷蔵庫にいれ、使用直前まで冷蔵保存しておきましょう。
また、定期的に接種する母豚や雄豚の打ち漏らしがないよう、計画的に接種しましょう。

豚熱ワクチンの接種時期について

豚熱ワクチンの接種時期

- 豚熱ワクチンは用法用量及びその参考事項に従い使用

- 1) 子豚：母豚からの移行抗体を考慮し、初回の注射を行う
- 2) 繁殖候補豚：初回注射から6か月後に補強注射を行う
- 3) 繁殖豚（母豚）：補強注射後1年ごとに注射する

- 肥育豚（肉用豚）は約6か月齢で出荷 ⇒ 基本的に **1回接種**

- 繁殖豚（母豚）の平均供与期間は3年 ⇒ 供与期間によるが **2回以上接種**

重要!

20日以内に出荷する豚には接種しない

同じ個体への接種は原則 **4回まで**

★初回一斉接種で豚熱ワクチンを接種した繁殖豚



続いて、豚熱ワクチンの接種時期についての確認です。

基本方針として、

子豚については、母豚からの移行抗体を考慮して、初回接種を行います。

肥育とんについては、この1回のみです。

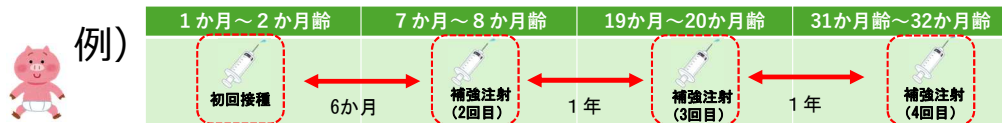
繁殖候補とんについては、子豚時の初回接種から6か月後に、補強接種を行います。
繁殖とんになってからは、1年ごとに補強接種を行います、同じ個体への接種は4回までです。

20日以内にと畜じょうへ出荷する豚への接種は、禁止されています。

初回に一斉接種した繁殖とんについては、次は来年の4月から6月に4回目の接種時期となりますので、忘れずに接種してください。

豚熱ワクチンの接種時期について

★初回一斉接種後に出生した繁殖豚



※ただし、
農場の作業効率および個体管理の都合により、補強接種のタイミングをずらしても大丈夫です！

例えば・・・

★初回一斉接種をR5.10月にしたA農場

補強接種を6か月後（R6.4月）に実施。毎年4月に繁殖豚の一斉接種を実施する。

→一斉接種後に生まれた豚は1か月齢で初回接種、7か月齢で補強接種（2回目）
その後は、毎年4月の一斉接種に合わせて補強接種（3回目、4回目）を実施

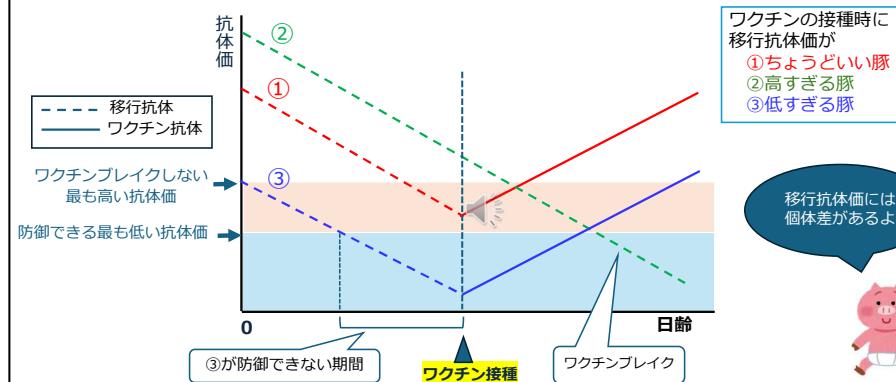
ご不明な点は、管轄の家畜保健衛生所にお問い合わせください。

初回接種後に出生した繁殖豚については、子豚時に1回、その後6か月後、さらにその1年後とワクチンを接種していきます。
ただし、農場の作業効率および個体管理の都合により、補強接種のタイミングをずらしていただいて結構です。

例えば、初回一斉接種を令和5年10月におこなったA農場で、補強接種を6か月後の令和6年の4月に実施した場合、その後、毎年4月に繁殖豚の一斉接種を実施することになりますが、
一斉接種後に生まれた繁殖豚は、1か月齢で初回接種、7か月齢で2回目となる補強接種、その後は、毎年4月の一斉接種に合わせて3回目、4回目の補強接種を実施する形をとっていただいて構いません。

ご不明な点は、管轄の家畜保健衛生所に、お問い合わせください。

移行抗体価の差による子豚の抗体価の推移



移行抗体価のばらつきがない方が、適期にワクチン接種できる子豚が多くなるように接種日齢を設定できる
接種した全ての豚が免疫を獲得できるわけではない ⇒ 衛生管理の徹底

ここから、子豚が、母豚のしよにゆうから受け取る移行抗体の影響についてお話しします。
抗体の量のことを、「抗体か」、といいます。

生まれてしよにゆうを十分に飲んだ子豚は、母豚と同等の「移行抗体か」を保有していますが、日れいが進むにつれて消失していきます。

②のように、「移行抗体か」が、たかすぎる子豚は、ワクチン接種時点でも抗体かが高く、ワクチンがテイクせずに、ワクチンブレイクを起こしてしまいます。

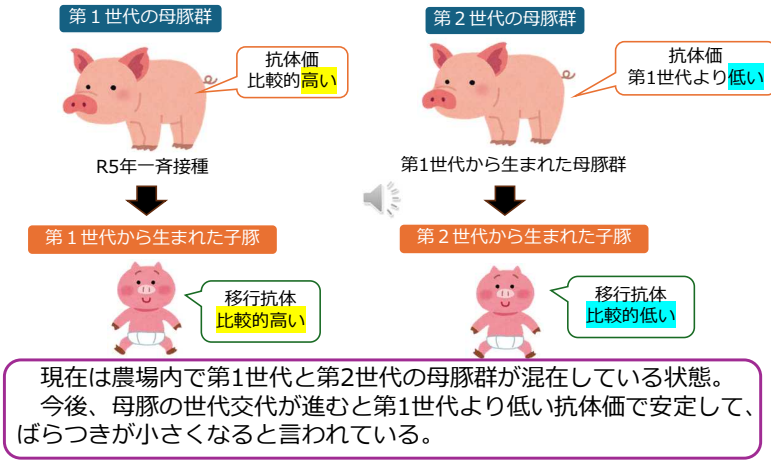
③のように、「移行抗体か」が、ひくすぎる子豚は、ワクチン接種時には抗体かが下ってワクチンがテイクするのですが、ワクチン抗体が産生されるまで、豚熱ウイルスに対して、防御できない期間が長くできてしまいます。

①のように、「移行抗体か」が、ちょうどいい子豚は、ワクチンブレイクもせず、豚熱ウイルスに対して防御もできる抗体かを保って、ワクチン抗体を獲得することができます。

農場にいる子豚の移行抗体には、個体差があるのが当然ですが、なるべくばらつきを少なくすると、一番多い抗体かの子豚に合わせて、ワクチンの接種にちれいを設定でき、①のように、適期にワクチンを接種できる子豚が多くなります。

また、ワクチンを接種しても、全ての子豚が免疫を獲得できるわけではないことを念頭において、衛生管理を徹底することが重要です。

現在の農場内の移行抗体の傾向



現在の、農場内の子豚の移行抗体の傾向をお話します。

現在は、令和5年度に一斉接種した、第1世代と呼ばれる母豚群と、その第1世代から生まれた、第2世代と呼ばれる母豚群が、農場内に混在している状態です。

第1世代は、それまで抗体を持っていない状態で、初めてワクチンを接種し、免疫を付与されたため、比較的高い抗体かを保有している傾向があります。

第2世代は、母豚が抗体を持っていて、前のページで説明したように、移行抗体を保有した状態でワクチンを接種するので、第1世代に比べて、抗体かが低くなるとされています。

この第1世代、第2世代の母豚から生まれた子豚は、それぞれ母豚と同様の抗体かを保有していると考えられ、このため、現在はばらつきが大きい状態と推察できます。

今後、母豚の世代交代が進んでいくと、第1世代より低い抗体かで安定して、ばらつきが小さくなると言われています。

3 免疫付与状況確認検査の結果

第3章は、免疫付与状況確認検査の結果です。

これまでの免疫付与状況確認検査の方法

対象	母豚（第1世代のみ）		母豚	肥育豚
目的	母豚の抗体価から子豚の接種適期を算出			群の免疫状況の確認
検査回 時期	1回目検査 R5.12 ~ R6.7	2回目検査 R6.7 ~ R7.3	3回目検査 R7.4 ~ R8.4	
戸数	163戸	30戸	50戸	145戸（※109戸）
頭数	4,647頭	927頭	1,515頭	4,586頭（※1,578頭）
定義	母豚を飼養する 全ての農場	1回目の補強接種後40 日以上経過した母豚を + 飼養する農場	抽出農場 30戸 接種適期算出を要望した 農場	抽出農場 30戸 + 認定農場
検査方法	- ELISA法 - 中和試験		- ELISA法 - 中和試験	- ELISA法 - 中和試験（※） ※陽性率80%未満の農場 のELISA陰性検体

まずは、これまでの免疫付与状況確認検査の、方法をご説明します。
 ひょうの通り、母豚は抗体かから、子豚の接種適期を算出すること、肥育とんは群の免疫状況を確認すること、を目的として実施しています。
 検査時期やとうすう等は、ひょうの通りです。
 1回目、及び2回目検査の母豚は、第1世代のみが対象でしたが、3回目以降は、第2世代以降の母豚も含まれます。

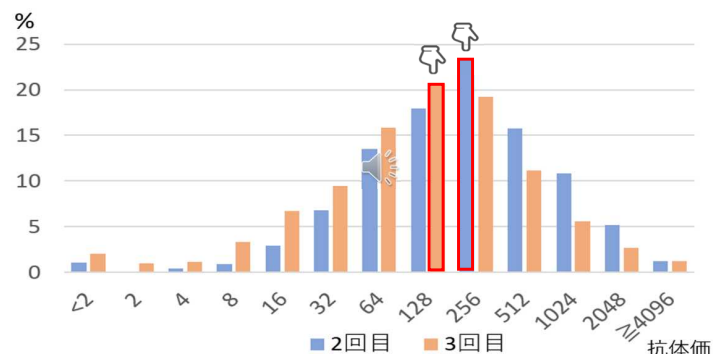
今後は、抽出農場を主な対象として、1年ごとに検査を実施します。

母豚の結果（抗体陽性率）

対象	検査方法	1回目検査	2回目検査	3回目検査	
母豚	ELISA法	97.2%	97.8%	93.2%	1,412 / 1,515
	中和試験	98.4%	99.0%	98.0%	1,484 / 1,515

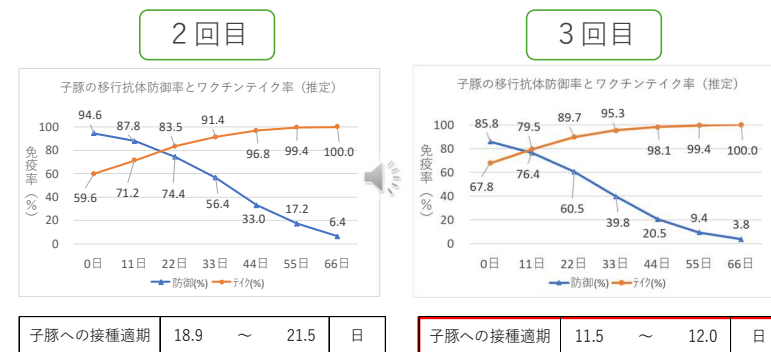
まず、母豚の結果についてお話しします。
 抗体の陽性率、つまり「しっかり免疫がついていたかどうか」は、
 3回目の検査では、98%と、非常に高い水準でした。
 2回目検査までと同様、多くの母豚で、適切に免疫がついていたことがわかります。

母豚の結果（中和抗体価）



ピーク値 256倍 → 128倍 に変化

母豚の結果（子豚の接種適期）



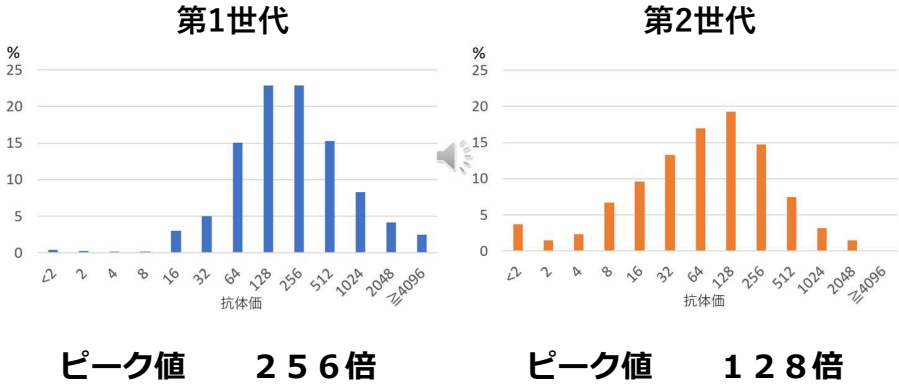
接種適期が10日程度前に変化

こちらは、2回目検査と、3回目検査で、中和抗体かの分布を比較したグラフです。母豚の中和抗体価は、生まれた子豚のワクチンのうちどき、いわゆる、「子豚の接種適期」に影響します。2回目検査では、中和抗体価256倍の母豚が最も多かったのに対し、3回目検査では中和抗体価128倍が、最も多い結果となりました。

さきほどのグラフから、「子豚の接種適期」を計算しました。3回目検査では、接種適期が約11日と算出され、2回目検査のときよりも、約10日早くなる傾向が見られました。

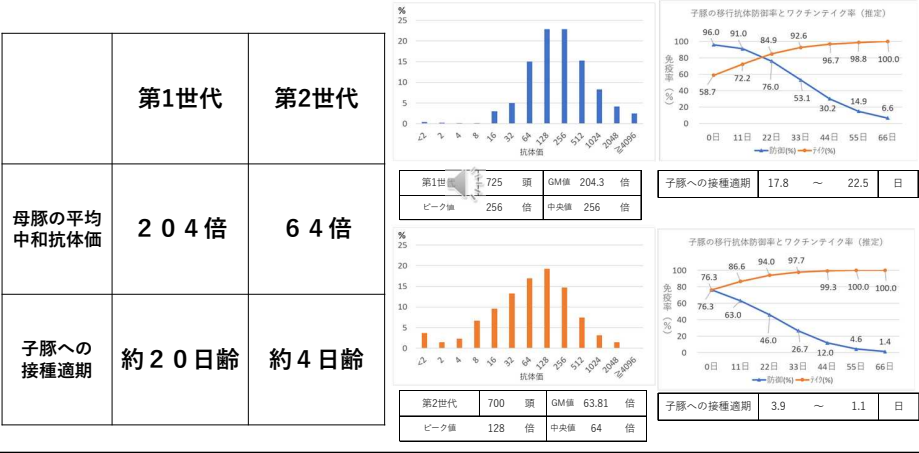
豚熱ワクチンを打っていない母豚から生まれた豚が第1世代で、その第1世代から生まれた豚が第2世代とよばれています。第2世代の母豚の抗体価は、第1世代より低くなるのが分かっており、今回の結果は、全体的に低い抗体価の母豚が増えたことによるものです。

3 回目検査の世代別の母豚の結果（中和抗体価）



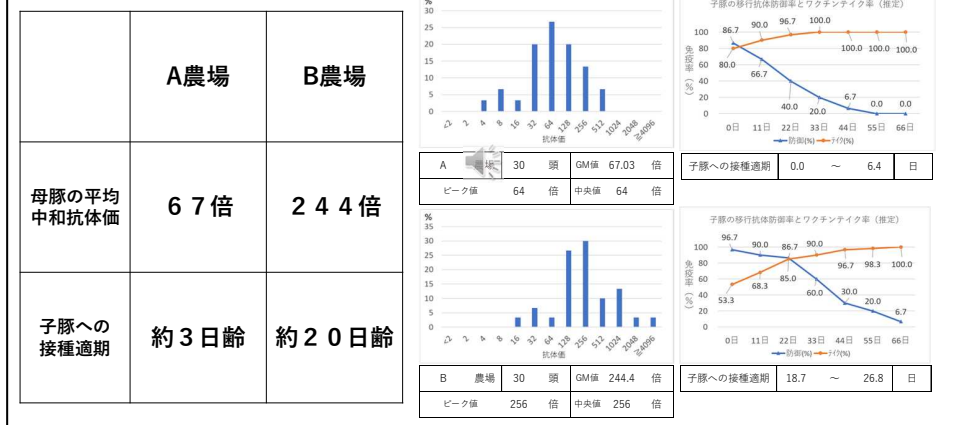
では、3回目検査の母豚の中和抗体価の分布を、世代別に見てみます。
第1世代は、抗体価が256倍が最も多いですが、第2世代は、128倍が最も多い結果となりました。
また、第1世代は、抗体価が高めの個体が多く、第2世代は、低めの個体が多いことも分かります。

母豚の世代によって子豚の接種適期は異なる



母豚の世代によって、子豚への豚熱ワクチン接種適期も変わります。
第1世代の母豚では、接種適期が約20日齢だったのに対して、
第2世代の母豚では、約4日齢が接種適期という結果になりました。
母豚の世代の違いは、子豚の接種適期に影響し、母豚の更新によって、適期はさらに変化していくため、
それぞれの農場で、世代ごとの母豚の割合を把握しておくことが重要です。

農場によっても子豚の接種適期は異なる



また、子豚の接種適期は、農場ごとに差がある状況にも変わりはありません。
 たとえば、A農場では、約3日れいが適期だったのに対して、
 B農場では、約20日れいが適期という結果になりました。
 これも、母豚の抗体レベルの違いが影響しています。
 ですので、子豚に、いつワクチンを打つのが最適かは、農場ごとに見ていく必要があります。

肥育豚の結果（陽性率）

対象	検査方法	2回目検査	3回目検査	
肥育豚	全体	80.6%	76.6%	3,513 / 4,586
	(内訳)			
	ELISA法	70.0%	63.2%	2,899 / 4,586
	中和試験※	40.3%	38.9%	614 / 1,578

※ELISA陽性率80%未満の農場のELISA陰性検体を実施

続いて、肥育とんの免疫状況についてです。
 肥育とんは、基本的に出荷後の豚から採血して、ワクチンのテイク状況を調べました。
 全体の陽性率は、約76.6%となりました。

ただし、農場によって陽性率は異なる

農場の陽性率	農場数	割合
80%以上	81	55.9%
79~70%	27	18.6%
69~60%	20	13.8%
60%未満	17	11.7%

著しく低い場合などは、接種に問題がなかったかの確認や、追加で検査することも検討しますので、ご協力よろしくお願いします。

ただし、農場ごとに見ると、陽性率は、かなり差があることがわかります。半数の農場では、陽性率が80%以上となっていますが、60%を下回る農場も増えていきます。

これは、母豚の抗体かにバラツキがあるため、テイク率が下がっていることも1つの要因と考えられます。

著しく低い場合は、接種に問題がなかったかの確認や、追加で検査することも検討しますので、ご協力よろしくお願いします。

まとめ

- 母豚は適切に免疫付与されている
- 3回目の母豚の抗体価分布は2回目から低下
→ 抗体価が低い第2世代母豚の存在が影響している
- 子豚の接種適期は、農場によって異なる
→ 第1世代と第2世代でも抗体価の分布に差があり、接種適期の推定が難しい
→ 母豚の更新が進むにつれて子豚の接種適期はさらに変化していく
※子豚の接種時期の変更等については、まずは管理獣医師にご相談ください
- 肥育豚の抗体陽性率は2回目より低下
→ 母豚の抗体価にバラツキがあるためと考えられる
→ 離乳豚での発生が多い現状では、離乳豚を守ることが重要
→ ワクチンのみに頼らず、飼養衛生管理の見直しも必要

まとめです。
2回目検査までと同様に、母豚の陽性率は非常に高く、十分に免疫されている状況でした。

母豚の抗体価分布は、2回目より低下していましたが、これは、抗体価が低い第2世代母豚も検査対象となっている影響です。

子豚への豚熱ワクチン接種適期は、農場によって異なります。
抗体価が高い母豚と低い母豚が混ざっており、農場全体の接種適期を推定するのが難しい時期となっています。
また、今後、母豚の更新が進むにつれて、子豚の接種適期はさらに変化していくと予想されます。
接種にちのちの変更等については、まずは管理じゅういしにご相談ください。

肥育とんの抗体陽性率は全体的に低下していましたが、これは母豚の抗体かにバラツキがあるためと考えられます。
離乳とんでの発生が多い現状では、離乳とんを守ることが重要となります。
ワクチンのみに頼らず、飼養衛生管理の見直しなどもおこなって、豚熱から自分の農場を守りましょう。

4 豚熱ワクチン接種方法のおさらい



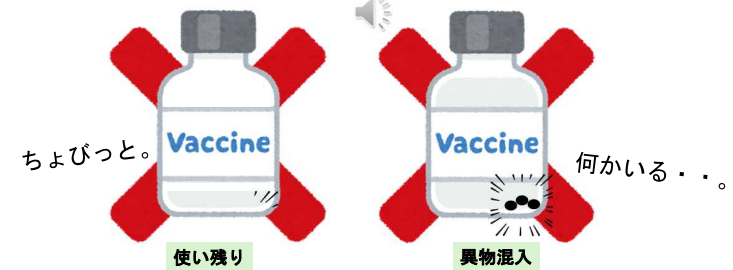
豚熱ワクチン接種方法について、再確認していきます。

豚熱ワクチン接種方法～ワクチンの準備①～

- 外観又は内容に異常がある豚熱ワクチンは使用しない



使用期限が過ぎたもの、**使い残りの豚熱ワクチンは使用しないこと**（雑菌の混入や効力低下の可能性）。



豚熱ワクチン接種前の準備についてです。

外観又は内容に異常がある豚熱ワクチンは、使用しないようにしてください。

使用期限が過ぎたものや使い残りの豚熱ワクチンは、雑菌の混入や効力低下の可能性があるので、かほに返却してください。

豚熱ワクチン接種方法～ワクチンの準備②～

- 乾燥豚熱ワクチンのキャップの取り外し・溶解は使用直前に行き、**溶解後速やかに使用する**
- 接種予定頭数に応じた必要本数を溶解するようにし、**不足分は都度、溶解する**
※ 溶解後余った豚熱ワクチンは廃棄になるので注意
- 豚熱ワクチンはよく**混ぜてから吸入する**
※ 泡立たせないように注意
- 1本ずつ使用し、複数の容器の豚熱ワクチンを混ぜて使用しないこと

豚熱ワクチンは、生ワクチンです。

乾燥豚熱ワクチンのキャップの、取り外しと溶解は、使用直前に行き、溶解後速やかに使用します。

接種予定頭数に応じた必要本数を溶解するようにし、不足分は都度、溶解しましょう。一度溶解した豚熱ワクチンは使用済みとし、廃棄のためにかぼに返却してください。

豚熱ワクチンは左右ゆっくりと傾けるように混ぜてから、注射器などに吸入してください。

1本ずつ使用し、複数の容器の豚熱ワクチンを混ぜて使用しないでください。

豚熱ワクチン接種方法

- 注射の方法：筋肉内注射、皮下注射※ （※筋肉内注射が基本）
- 接種部位：
 →**子豚**；耳根部後方の頸側部（耳の後ろの筋肉）
 →**母豚や雄豚**；臀部（尾根部と腰角を結んだ線の下側の部位）



写真：一般社団法人 日本養豚業獣医師協会提供

豚熱ワクチンの接種方法について説明します。

各農場のやりかたや、既に知っていることもあるかもしれませんが、参考になる点があればご活用ください。

豚熱ワクチンの注射は、筋肉内注射が基本です。筋肉に入るか、皮下やひないに入るかで、効果が変わります。

注射部位については、子豚は耳の後ろのふっくらしているところです。ここより後ろに接種すると、肩甲骨に針が当たってしまい、注射ができなかったり、肩ロースに注射こんができて、肩ロース廃棄になることがあります。

母豚や雄豚は、びこん部とようかくを結んだ線の下側の部位で、指で押すと弾力があるところです。

接種部位は、70%アルコールめんで消毒してください。
 ハム（太もも）やロース（腰）への注射は避けてください。

注射針の取扱い上の注意点①

●注射針の取扱い

メモ 針は豚房ごと（母豚の場合は1頭ごと）又は豚熱ワクチン瓶ごとに変換する。針の変換は決して豚房内やスノコの上で行わない

メモ 注射中に針が曲がった場合は直ちに未使用の針に変換すること
注射をするたびに、針が破損していないか、破損している場合は床に針先が落ちていないか必ず確認すること
（針が頻繁に折れるということは、何かが間違っている可能性）



写真：一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会提供

注射器具の取り扱い方法について、お話しします。

注射針は、肉とんとはんぼうごとに交換、母豚は1頭ごとに交換します。

豚熱ワクチン瓶が変わったときのタイミングでも、針交換をおすすめします。
何もなくても、一定の交換タイミングを決めておくことで、針の破損を予防する意図もあります。
落下時のトラブルを防ぐため、針の交換をとんぼうないでは行わないこともお勧めします。

注射針が曲がった場合には、すぐに未使用の針に交換します。
ワクチンを充填する際には、やく液だけでなく、針が破損していないか、確認するようにしましょう。

注射針の取扱い上の注意点②

●注射針の取扱い

メモ 使用済みの注射針は専用の容器（タッパー等）に入れ、紛失防止に努めること

メモ 注射針は、以下を把握し適切に管理すること
☆接種時に持ち出した本数
☆使用本数
☆未使用本数



注射針が折れてしまった場合は、
豚肉への針の残留に注意する必要があります。
必要に応じてと畜場に連絡しましょう。
接種前後で注射針の数が同じであることを確認しましょう。



写真：一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会提供

使用済みの注射針は、紛失しないように、専用の容器にいれるようにします。

注射針は、持ち出した本数、使用本数、未使用本数をしっかり管理し、接種前後で針の数が同じことを確認するようにしましょう。

もし針が折れてしまった場合には、豚肉への針の残留に注意する必要があるため、針が残留している側の耳に、じひょうを装着するなど区別できるようにし、必要に応じてと畜場のように連絡しましょう。

注射器の取扱い上の注意点①

●注射器等の取扱い

メモ 再利用可能な注射器・注射針は、分解の上、お湯で洗い、煮沸等により消毒（30分以上、95℃以上のお湯の中に漬ける等）又は滅菌されたものを使用すること。内筒のパッキンの汚れに注意。石鹼やその他の消毒剤は、注射筒の内側には使用しないこと

<電気ポットを用いた消毒>



写真：一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会提供

再利用可能な注射器や注射針は、分解し、水洗したあとに消毒します。連続注射器は特に、ないとうのパッキンの汚れに注意してください。

消毒は30分以上、95度以上のお湯に付ける煮沸消毒を行います。
このように大きなポットに器具を入れて、水を入れたらスイッチを入れて、ひと晩放置するのが最も簡単な消毒方法です。

注射器の取扱い上の注意点①

鍋を用いた消毒



殺菌消毒装置を用いた消毒



写真：一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会提供

鍋を用いた消毒では、からだきにならないように注意してください。

殺菌消毒装置を用いた消毒の場合は、全面に紫外線が当たるようにし、重ねて置かないようにしましょう。影になった部分への消毒効果は期待できません。

消毒した注射器をすぐに使用しない場合は、乾燥後、殺菌消毒装置内で保管します。ただし、プラスチックやゴム性のものは劣化するので注意が必要です。

注射器の取扱い上の注意点②

●注射器の取扱い

メモ ディスポーザブルの注射器は、使用後すぐに適切に廃棄すること

メモ 連続注射器を使用する場合は、薬液が適切に吸引できているかを必ず1頭ごとに確認すること
(空気を吸引してしまっている場合があるので注意。豚熱ワクチン瓶の装着部分に隙間がないか等、空気が入る要因を改善する必要がある。)



写真：一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会提供

ディスポーザブルのシリンジ、(使い捨てタイプの注射器)は、使用ごすぐに廃棄します。

連続注射器を使用する場合は、やく液が適切に吸引できているかを必ず確認します。

その他 連続注射器の注意点

●接種時のその他の注意

メモ レバーを押しながら豚に針を刺さないこと(薬液が漏れる)
必ず注射針が刺さってからレバーを押すこと

メモ 接種後、レバーを押したまま針を抜き、確実に薬液が体内に入ったことを確認すること

メモ 連続注射器の場合、1頭ごとに豚熱ワクチン瓶を立ててゆっくりとハンドルを戻し、薬液が内筒の中に適量入っていることを確認すること
(特に豚熱ワクチン瓶の中の薬液残量が少なくなった時に注意)

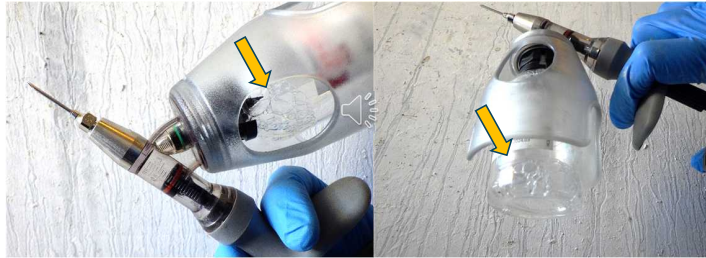
連続注射器は、針が刺さってからレバーを押し、レバーを押したまま針を抜きます。

レバーを戻すとやく液が注入されるタイプの連続注射器では、ボトルを垂直にしてレバーを戻し、やく液がシリンジに入っていること、空気が入っていないことを確認します。

特にやく液が少なくなった場合、空気を吸いやすいので、注意が必要です。

その他 連続注射器の注意点

＜豚熱ワクチン瓶交換タイミング例＞



泡だっている

薬液が少ない

写真：一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会提供

左のようにワクチンが泡だってやく液が適切に吸えなくなったときや、右のようにやく液が少なくなって十分に吸えないときには、ワクチン瓶を交換します。

5 毎月の手続きのおさらい



毎月おこなっている豚熱ワクチンに関連する手続きについて、再確認します。

農 林 水 産 省

↑
(10)
2 か月毎に報告

家 畜 防 疫 対 策 課

↑
(9)
毎月報告

家 畜 保 護 衛 生 所

豚熱ワクチン
接種計画
の提出
(毎月)

↑
(7)

実績
報告
(毎週)

↑
(8)

市 町

豚熱ワクチン
交付手数料
70円

↓
(3)

豚熱ワクチンの
交付

発注・
支払

↑
(1)

豚熱ワクチン
販 売 店

↓
(2) 納品

豚熱ワクチン
接種票
交付手数料
720円

↑
(5)

豚熱ワクチン
接種票の
支払い

↓
(4)

診療・
接種票交付
・指導

↑
(5)

知事認定獣医師

↓
(4)

診療・
接種票交付
・指導

↑

接種票
の写し
の提出

農 場 (6) 登録飼養衛生管理者による接種

ワクチンを接種する農場は、いくつかの手続きが必要になります。
毎月の接種計画書や毎週の接種報告書の提出。
接種票交付をかねに依頼する農場は、手数料を県に納付。
ワクチン交付手数料は、市町村に納付。といったものがあります。

1. 豚熱ワクチン接種前前の手続き

- 豚熱ワクチン接種計画書兼
動物用生物学的製剤交付申請書 
- ☆前月の20日まで
- 動物用生物学的製剤接種票交付申請書
- ☆県の収入証紙 720円分を添付

※接種票を知事認定獣医師が交付する場合は、獣医師が設定する金額を獣医師に支払います

[illegible]

ワクチンと接種票を受け取ったら、接種票に従って豚熱ワクチンを接種してください。

登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種

2. 豚熱ワクチン接種後の手続き

- 週ごとの実績報告
 - ☆毎週月曜には家保に報告
 - ☆飼養豚の異常の有無の記入も忘れずに
- 使用した豚熱ワクチンの容器は消毒した上で返却
- 市町村を通じてお支払い

様式第10号（第18版関係）
豚熱ワクチン接種報告書
（飼養衛生管理記録、家畜衛生記録）

飼養衛生管理記録又は家畜衛生記録

農場名
農場主氏名
農場主住所
農場主電話番号
農場主Eメール
農場主FAX
農場主メールアドレス
農場主FAXアドレス

この欄について、事業のあり様を報告します。
なお、交付を受けた豚熱ワクチン接種については、適宜に報告・管理します。

月	日	豚数	子豚	肥育豚	繁殖豚	種豚
1	1					
1	2					
1	3					
1	4					
1	5					
1	6					
1	7					
1	8					
1	9					
1	10					
1	11					
1	12					
1	13					
1	14					
1	15					
1	16					
1	17					
1	18					
1	19					
1	20					
1	21					
1	22					
1	23					
1	24					
1	25					
1	26					
1	27					
1	28					
1	29					
1	30					
1	31					
1	32					
1	33					
1	34					
1	35					
1	36					
1	37					
1	38					
1	39					
1	40					
1	41					
1	42					
1	43					
1	44					
1	45					
1	46					
1	47					
1	48					
1	49					
1	50					
1	51					
1	52					
1	53					
1	54					
1	55					
1	56					
1	57					
1	58					
1	59					
1	60					
1	61					
1	62					
1	63					
1	64					
1	65					
1	66					
1	67					
1	68					
1	69					
1	70					
1	71					
1	72					
1	73					
1	74					
1	75					
1	76					
1	77					
1	78					
1	79					
1	80					
1	81					
1	82					
1	83					
1	84					
1	85					
1	86					
1	87					
1	88					
1	89					
1	90					
1	91					
1	92					
1	93					
1	94					
1	95					
1	96					
1	97					
1	98					
1	99					
1	100					
1	101					
1	102					
1	103					
1	104					
1	105					
1	106					
1	107					
1	108					
1	109					
1	110					
1	111					
1	112					
1	113					
1	114					
1	115					
1	116					
1	117					
1	118					
1	119					
1	120					
1	121					
1	122					
1	123					
1	124					
1	125					
1	126					
1	127					
1	128					
1	129					
1	130					
1	131					
1	132					
1	133					
1	134					
1	135					
1	136					
1	137					
1	138					
1	139					
1	140					
1	141					
1	142					
1	143					
1	144					
1	145					
1	146					
1	147					
1	148					
1	149					
1	150					
1	151					
1	152					
1	153					
1	154					
1	155					
1	156					
1	157					
1	158					
1	159					
1	160					
1	161					
1	162					
1	163					
1	164					
1	165					
1	166					
1	167					
1	168					
1	169					
1	170					
1	171					
1	172					
1	173					
1	174					
1	175					
1	176					
1	177					
1	178					
1	179					
1	180					
1	181					
1	182					
1	183					
1	184					
1	185					
1	186					
1	187					
1	188					
1	189					
1	190					
1	191					
1	192					
1	193					
1	194					
1	195					
1	196					
1	197					
1	198					
1	199					
1	200					
1	201					
1	202					
1	203					
1	204					
1	205					
1	206					
1	207					
1	208					
1	209					
1	210					
1	211					
1	212					
1	213					
1	214					
1	215					
1	216					
1	217					
1	218					
1	219					
1	220					
1	221					
1	222					
1	223					
1	224					
1	225					
1	226					
1	227					
1	228					
1	229					
1	230					
1	231					
1	232					
1	233					
1	234					
1	235					
1	236					
1	237					
1	238					
1	239					
1	240					
1	241					
1	242					
1	243					
1	244					
1	245					
1	246					
1	247					
1	248					
1	249					
1	250					